

仕 様 書

この仕様書は、佐賀県危機管理防災課（以下、「発注者」という。）が購入するトイレカーが、下記の性能、諸元、各部構造その他を満足し、操作性能が良好であって、かつ十分な耐久性を持つこと及びこれらに関する事項について定める。

1 目的

トイレカーは、災害時に上下水道をはじめとしたライフラインが途絶した場合に、被災地の指定避難所等で主に使用する。

2 納入期限

令和 8 年 3 月 30 日（木）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

※受領後、検査に約 2 週間程度の時間を要することを加味し納品すること。

3 納入台数

1 台

4 納入場所

佐賀県内で発注者が指定する場所

5 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に適合し、8 ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

6 シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、令和 6 年以降に製造された新規車両のキャブ付きシャシを使用し、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

（1）型式

①使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なものであること。

②軽自動車のシャシを使用すること。

- ③キャブ内の運転席の位置は、進行方向に対し右側（右ハンドル）とすること。
- (2) 車体の色
白色
- (3) エンジン
ガソリンエンジン
- (4) 駆動方式・変則装置
2WD・AT
- (5) 総排気量
660cc
- (6) 乗車人員
2名
- (7) 電装関係
- ①トイレ部分用サブバッテリー（12V-80Ah 以上）
 - ②外部充電装置（AC100V-DC12 以上）
 - ③走行充電装置（SBC）
 - ④バックブザー
 - ⑤キャブ内のエアコン（メーカー標準装備品）
 - ⑥バックカメラ（ルームミラータイプ） 一式
 - ⑦カーナビゲーションシステム（モニター含む） 一式
 - ⑧ETC（セットアップを含む） 一式
 - ⑨ドライブレコーダー（前方） 一式
- (8) 計器類
メーカー標準装備品のもの。
- (9) その他装備等
- ①タイヤはラジアルタイヤとする。
(JATMA会員企業製品とし、製造年は最新、再生品は不可とする。)
 - ②バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること。
 - ③バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。
 - ④給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること。
 - ⑤電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。
 - ⑥エンジンを停止した状態でトイレ等が使用できるよう、車両走行用とは別にトイレ部分用のバッテリーを設け、充電方法として、外部電源からの充電、ソーラーパネルからの充電、エンジンオルタネーターからの充電に対応できるよう各装置を取り付けること。
- (10) 付属品

- ①スペアタイヤ 1本（標準工具を含む）
- ②キー（スペアキー含む）
- ③ワイヤレスドアロック
- ④フロアマット 一式
- ⑤寒冷地仕様
- ⑥パワーステアリング装置
- ⑦ABS装置
- ⑧SRSエアバッグ（運転席、助手席の両席）
- ⑨パワーウィンドウ
- ⑩泥除け、サイドバイザー
- ⑪サンバイザー（運転席、助手席）
- ⑫LEDヘッドライト
- ⑬停止表示器材（板）

（II）その他項目は、メーカー標準仕様とする。

7 艀装仕様

艀装形態は、災害用トイレカーとしての機能を満たし、使用する全ての部材は精選された耐久性に富むものを使用すること。

（1）完成車両寸法

- 全長 3,640mm ± 200mm 程度
- 全幅 1,670mm ± 200mm 程度
- 全高 2,750mm ± 200mm 程度

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

（2）車両全般の艀装

- ①艀装材料の厚さは、側板 2.0mm 以上とすること。
- ②車両側板の周辺及びステップの端部周辺は折り曲げる構造とすること。
- ③運転席に使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するものであること。
- ④乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること。
- ⑤ステップ類はすべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。
- ⑥ステンレス材等を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- ⑦ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること。
- ⑧艀装部分などで角があり危険な場所についてはバリ取りを行うこと。

（3）キャブ内の艀装

- ①走行時において、乗車人員の安全に必要な手すり等安全帯を設けること。

②ルームライトは車両標準装備のものとする。

③バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。また、走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間5～6時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする。

(4) トイレ室（荷室）

側板を除く内装部でトイレ室（荷室）は、次の寸法を確保すること。

全長 1,700mm ± 200mm

全幅 700mm ± 200mm

全高 1,800mm ± 200mm

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(5) トイレ室内装及び便器

①トイレは、男性用と女性用として、便器を各1コずつ設置すること。

②トイレ及びトイレ室は、国土交通省の快適トイレの仕様を満たしたものにすること。

③便器は洋式便座（温水洗浄便座）とし、陶器製の製品すること。

④トイレ室には、適切な位置にトイレットペーパーホルダー、小物収納棚、手摺り、除菌液ホルダーを取り付けるとともに各扉に施錠機能を設けること。

⑤トイレ内の手洗い機器は不要とする。設置しないことが困難な場合には、バルブや弁等で手洗いを使用できないようにすることができるようになること。

⑥トイレ室内の照明は、LED照明とし、適切な位置に設置すること。

⑦トイレ室内の床は、防水加工を施し、排水口を設置すること。

(6) 車体側面及び車体後部

①男性用出入口として、車体側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。

②女性用出入口として、男性用出入口の反対側面に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。

③各出入口に昇降用階段を用意すること。

④昇降時の安全性配慮のため、出入口部に手すりを取り付けること。

(7) 車体上部

①トイレ室上部に換気扇を1箇所以上、適切な位置に設けること。

②予備電力確保のため、充電用ソーラーパネル（0.1kW以上）を設けること。

(8) 給水用タンク

トイレ水洗用の水補給用として、FRP製の貯水タンク（70L以上）を車両に取り付けること。

(9) 給水口

給水車等から直接給水できる口径とし、アタッチメント等を取り付けることで対応できる場合はこれも可とする。

(10) 水道用ポンプ

①水道用ポンプは、受注者仕様を基本とし、車内貯水槽からの送水ポンプⅠ基、外部送水Ⅰ基を設置すること。

②動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

(11) 中継用水中ポンプの用意

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプ（ホース含む一式）を別に用意し、車内に搭載すること。

(12) 汚水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、FRP製のタンク（250L以上）を車両に取り付けること。

(13) 排水口

汚水用タンク内の汚水処理用の汲取口及び強制排水口（ドレインホース含む一式）を設置すること。

(14) その他の艀装

①燃料給油口は、排気管との関係を考慮した位置に設け、給油口（付近に給油燃料名を表示）は、給油が容易な位置とすること、

②各収納ボックス・棚は、艀装が可能な範囲で最大とすること。

③ボックス、ステップ、床等で水が滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

(15) 車体文字入れ及びラッピング

①車両側面に施工することとし、デザイン等の詳細は、協議の上決定する。

②デザインの校正は、3回以上行うこと。

8 保証

(1) 保証期間は、納入検査に合格した日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこととする。

(2) 上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合は、それを適用する。

(3) 完成品の納入後1年以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

9 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等につい

ては別途協議すること。

10 諸手続き等

(1) 以下の①～⑤手続きを受注者が代行すること。

- ① トイレカーは、糞尿車登録とすること。
- ② 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。
- ③ 自動車リサイクル料金は、車両の販売価格に含むものとする。
- ④ 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。ただし、自動車損害賠償責任保険及び自動車重量税は除く。
- ⑤ 自動車保管場所証明申請書における住所地は、発注者から別途指示する。

11 提出書類

(1) 契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。また、車両作成に当たっては、発注者と受注者とで予め十分に打合せを行い、確認・調整を行うこと。

- ①製作工程表
- ②概要図
- ③荷室内装図面
- ④寸法入りシャシ図面（カタログ等）
- ⑤シャシ及びエンジン諸元表（カタログ等）
- ⑥その他、発注者が指示するもの

(2) 完成納入にあたっては、次の図書を提出すること。

- ①納品書
- ②取扱説明書
- ③車両保証書
- ④自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- ⑤その他、発注者が指示するもの

12 検査

(1) 完成検査（納入時検査時）は、発注者が指定する日時及び場所で行うものとし、詳細は追って連絡する。

13 その他の留意事項

- (1) 納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。
- (2) 各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。

- (3) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (4) 艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (6) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。